

令和7年1月吉日

ご家族各位

## 社会保険加入者の健康保険者証について

時下ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。  
平素より当施設の運営方針等につきましてご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和6年12月2日から健康保険証の新規発行は終了となりました。  
現在、お手元にある保険証は、加入している公的医療保険者ごとに決められた有効期限まで使用することができます。

加入している公的医療保険者ごとに、「マイナ保険証」（マイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう登録したマイナンバーカードのことです）の登録状況に応じて、「資格確認書」または「資格情報通知書」のどちらかが申請等の手続きせずに、加入されている方の勤務先に届くことと思います。

当施設では「マイナ保険証」はお預かりせず、「資格確認書」をお預かりします。  
「資格確認書」がお手元に届きましたら、当施設の窓口でご提示ください。  
令和6年12月2日以降に住所変更の他、何らかの事由で、既に「資格確認書」をお持ちの方についても同様となりますので、当施設の窓口でご提示ください。

「資格情報通知書」がお手元に届いた場合は、既に「マイナ保険証」をお持ちの方となります。「資格確認書」の発行申請手続き等については、加入されている方の勤務先にお問い合わせください。

年始でご多忙中のこととは存じますが、ご協力の程、よろしく願いいたします。  
この他、ご不明な点がございましたら、施設の担当者までお問い合わせください。